

意見公募（パブリックコメント）の結果と対応表

2026/4/17

※魚粉魚油規格及び配合飼料規格の原案について頂いたご意見は2件（5か所）であり、対応方針は下表の通りとする。

	該当箇所	意見概要	意見への対応
1	魚粉魚油 配合飼料 P. 2	「本規格に基づく認証の実施は、…ISO 規格（ISO/IEC17065 最新版）に適合していると認定された組織によって行われ、当該組織の認定については、IAF（国際認定機関フォーラム）の加盟団体によって行われる。」とあるが、認定サービスの提供には事前調査をする手順があり、現時点では不明。	「規格・認証スキーム管理運営規則」の「認証機関の要件」（6.3）に、「認証機関は、…要件を満たす認定機関により ISO17065 に適合していると認定された組織、あるいは認定されると見込まれる組織に限る」とある通り、制度運用の初期段階では認証機関の認定は必須ではない。規格には原文のまま、同記載を残す方向で検討。
2	魚粉魚油 配合飼料 P. 5	「残渣」という用語を使用しているが、残渣はカスという意味合いが強いので、「残滓・残渣」という表現の方が適切ではないか（参考：水産油脂統計年鑑も「残滓」を使用）。	一般的に「残渣」が使用されるケースが多い。「残滓」は常用漢字外でもあり、本文中では使用していないため、本認証においては原文のまま、「残渣」を使用する。
3	配合飼料 P. 7	認証基準 2.2 及び 2.3 に、（認証基準 2.1 に該当しない事業者）とあるのは、2.1 が不適合ということか。基準に該当しない事業者のケースについて、記述の意図するところを確認したい。	「審査の手引き」にて解説されているが、判定指標 2.1.1 で「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」の適合の確認を受けた事業所は、2.2 及び 2.3 が自動的に適合となる。規格上では詳述しておらず分かりにくいため、カッコ書きの削除を検討。
4	配合飼料 P. 7	判定指標 2.1.2「…人の健康に重大な影響…」は、GMP ガイドラインの適合の有無にかかわらず必要だと思いが、上記の（認証基準 2.1 に該当しない事業者）は、評価の対象外となるか。	上記と同様、「審査の手引き」に解説されており、判定指標 2.1.1 で「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」の適合の確認を受けた事業所は、2.2 及び 2.3 が自動的に適合となるという意図であり、判定指標 2.1.2 を評価の対象外とするものではない。規格上では詳述しておらず分かりにくいため、カッコ書きの削除を検討。
5	配合飼料 P.9	認証基準 4.3 は、「…トレーサビリティが確保されているか」と疑問形だが、他の基準は、「…こと」となっている。表記を統一した方が良いのでは。	指摘を踏まえ修正を検討。